

## 第1回

# 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会

令和2年11月27日（金曜日）

東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課

(午後6時59分 開会)

○八木幹事 皆様、本日はお忙しいところを本委員会に御参加いただきましてありがとうございます。

定刻より少し前ではございますけれども、委員の皆様、おそろいということで、これから第1回東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会を開催させていただきます。

改めまして、委員の皆様には御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、障害者施策推進部精神保健医療課長の八木と申します。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

まず、本日の御出席の状況ですが、委員18名中17名の方に御出席いただいております。過半数を超えておりますので、委員会設置要綱第7条2項の規程により本委員会は成立していることを報告させていただきます。

次に、審議に入る前に障害者医療担当部長の石黒から、一言御挨拶を申し上げます。

○石黒幹事 皆様、こんばんは。着座にて失礼します。福祉保健局障害者医療担当部長の石黒でございます。

このたびは、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会の委員をお引き受けいただき、また本日は御多忙の中、第1回委員会に出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、御存じのとおり、ギャンブル等依存症につきましては、まず国では、平成30年10月にギャンブル等依存症対策基本法が施行され、平成31年4月にはギャンブル等依存症対策推進基本計画が作成されております。

基本法では、都道府県における計画策定の努力義務が定められておりまして、これを受けて、東京都における都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定するため、本委員会を設置する運びとなりました。

ギャンブル等依存症対策を進めるには、医療機関や各支援機関、自助グループ等の民間団体や公営競技等の事業者等、様々な関係機関の取組を充実させ、また関係機関同士の連携が図られていくように検討を進めていくことが重要でございます。

本委員会では、ギャンブル等依存症に関する医療や地域における支援等の様々な現場に携わられている方々を委員としてお招きしておりますので、計画策定に向け、幅広い御意見をいただきたいと考えております。

皆様の御理解、お力添えをいただき進めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○八木幹事 それでは、まずは資料の確認をさせていただきたいと思います。本日の資料につきましては、机上に配付させていただいております。

初めに、次第と座席表は、皆様、御確認できますでしょうか。そして、配付資料としましては、資料の1から6まで、右肩に番号が振ってございますので、御確認いただければと思います。また、参考資料が1から3までとなっております。

御確認をいただきまして、もし不足等ございましたら、挙手をいただければ事務局のほうから伺いにまいります。

続きまして、本委員会について若干の説明をさせていただきます。

本委員会は、お手元の参考資料1に委員会設置要綱がございますが、その1条「目的」にもございますとおり、東京都におけるギャンブル等依存症対策を推進するため、基本法13条に規定する都道府県計画として策定をいたします東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の内容に関する検討を行うことを目的として設置されております。

本日は、委員として様々な立場の皆様にお集まりいただいておりますので、東京都におけるギャンブル等依存症対策推進計画を策定するために、それぞれのお立場から御意見をいただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員会の初回となりますので、事務局から資料1の名簿順に委員の先生方を御紹介させていただきたいと思います。資料1を御覧ください。

各委員の取組につきましては、委員長選定後、改めてお時間をいただきますので、この機会にはお名前のみ、読み上げさせていただきます。

順番に、東京精神神経科診療所協会の伊波委員でございます。

昭和大学附属烏山病院長の岩波委員でございます。

東京精神科病院協会会長の平川淳一委員でございます。

東京都医師会副会長の平川博之委員でございます。

○平川（博）委員 平川でございます。よろしくお願い致します。

○八木幹事 特別区競馬組合総務課長の粕谷委員でございます。

○粕谷委員 よろしく致します。

○八木幹事 東京都社会福祉協議会地域福祉部長の川井委員でございます。

○川井委員 よろしく致します。

○八木幹事 東京都遊技業協同組合副理事長の小島委員でございます。

○小島委員 よろしく致します。

- 八木幹事 日本司法支援センター東京地方事務所副所長の小林委員でございます。
- 小林委員 よろしくお願ひします。
- 八木幹事 府中市事業部業務課長の清水委員でございます。
- 清水委員 よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 清水委員には、モーターボート競走に関わる立場から御出席いただいております。

東京司法書士会理事の諏訪委員でございます。

- 諏訪委員 よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 全国ギャンブル依存症家族の会の田所委員でございます。
- 田所委員 よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 ギャンブル依存症問題を考える会代表理事の田中委員でございます。
- 田中委員 田中でございます。よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 立川市公営事業部事業課長の中村委員でございます。
- 中村委員 よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 中村委員には、競輪に関わる立場から御参加いただいております。

東京パーソナル法律事務所の森野委員につきましては、本日所用のため、欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、多摩総合精神保健福祉センター所長の井上委員でございます。

- 井上委員 よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 島しょ保健所長の木村委員でございます。
- 木村委員 どうぞよろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 東京保護観察所統括保護観察官の小山委員でございます。
- 小山委員 よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 板橋区保健所長の鈴木委員でございます。
- 鈴木委員 よろしくお願ひいたします。
- 八木幹事 また、本委員会の幹事としまして、資料1の下段の名簿にございますとおり東京都の職員も参加させていただいておりますが、名簿の配付にて紹介に代えさせていただきます。

続きまして、本委員会の委員長を選任を行います。

本委員会の委員長は、参考資料1の委員会設置要綱第5条の規程に基づき、委員の互選により選任するものとなっておりますが、どなたか立候補や御推薦いただけますでしょうか。

- 平川（博）委員 はい。

○八木幹事 平川委員、お願いします。

○平川（博）委員 僭越ですけれども推薦させていただきます。今回の計画作成におきましては、医療面のみならず、やはり地域の支援組織とかの関係も非常に大事です。

そういう点では、地域の組織づくりにもいろいろ関与されており、造詣の深い昭和大学附属烏山病院長の岩波委員にお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

（拍手）

○八木幹事 ありがとうございます。

それでは、岩波委員に委員長をお願いいたします。岩波委員、お手数ですが、委員長席のほうへお移りください。

それでは、早速ですけれども、岩波委員から御挨拶をいただければと存じます。お願いいたします。

○岩波委員長 御推薦、ありがとうございました。昭和大学精神科の岩波でございます。

私ども昭和大学は、烏山病院という精神科の病院が講座の中心になっておりまして、今、平川先生からお話しいただきましたように、そちらでギャンブル依存症のプログラムを始めたところでございます。

このギャンブル依存症等の問題は、なかなかきっちりした医療対策が取られなかったということがこれまでございました。この委員会で、東京都としてしっかりした対策をつくり、全国の模範となるような施策を考案できたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○八木幹事 次に設置要綱第6の規程に基づきまして、委員長の指名により副委員長を置くことになっておりますので、引き続き、岩波委員長のほうから御指名をいただければと存じます。

○岩波委員長 はい。副委員長は、ぜひ井上委員にお願いしたいと思います。

○井上副委員長 謹んで、お受けいたします。

○八木幹事 それでは、井上委員、お手数ですけれども、遠いんですけれども副委員長席へお移りください。

それでは、井上委員、お手数ですけれども御挨拶をいただければと思います。お願いします。

○井上副委員長 ただいま副委員長のほうを仰せつかりました都立多摩総合精神保健福祉センターの所長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

都内には、3つ、精神保健福祉センターがございます。そのうち私どものセンターは、市部・多摩地域を担当エリアとして持っている事業所でございます。

実は、国の依存症対策総合支援事業を受けまして、昨年度から私どものセンターを含みまし

て精神保健福祉センターは、相談拠点という形で位置づけられたところでございます。

ということで、最後になりますが、今日、仰せつかりましたお役目に関しても、微力ではございますが、支障なく全うできるよう努力してまいりますので、皆様方の御協力のほど、どうぞよろしくお願いしたいと思っております。

○八木幹事 それでは、岩波委員長、井上副委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、お手元の次第にあります進行に従いまして、おおむね20時30分までを予定しております。

それでは、以降の進行は岩波委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○岩波委員長 はい。委員長を務めさせていただきます岩波でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、議事に入ります前に確認をいたしたいと思えます。

本日の委員会につきましては、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会設置要綱第7条5項により、原則公開となっております。本日の委員会は、設置要綱の規程に基づき、公開ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○岩波委員長 御異議がないようなので、本日の委員会は公開ということにさせていただきます。

続きまして、本日は初回の会議になりますので、御出席されている委員の方々の自己紹介も兼ねて、日頃の活動等をお一人ずつ御紹介いただければと思います。資料1の名簿に沿いましてお呼びしたいと思いますので、自己紹介あるいは日頃の活動等を、お一人、一、二分程度でお話しいただければと思います。

それでは、まず医療関係者ということで、伊波先生、お願いできるでしょうか。

○伊波委員 皆さん、こんばんは。浅草のほうで、精神科の開業医をしております伊波と申します。

略歴としてですけれども、平成2年に琉球大学を卒業した後、平成4年から沖縄のほうでアルコール依存症の治療を始めております。平成6年に東京に来まして、以後は薬物依存の支援をずっと行ってきました。そして、平成6年から、都立精神保健福祉センターのほうで、薬物依存事例の検討会のメンバーもしております。

平成12年に浅草のほうで開業をしまして、以降はギャンブルのギャンブル障害と言われる問題について取り組むようになりました。何年につくったかは覚えてないんですけれども、ギ

ギャンブルの家族支援や、あと本人への支援に関する本をPHP研究所から出しております。

私のほうからは、以上とさせていただきます。今日は、よろしく申し上げます。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、平川淳一先生、お願いいたします。

○平川（淳）委員 東京精神科病院協会の会長をしております平川淳一と申します。隣にいる平川博之は兄で、私は弟なんです。よろしくをお願いいたします。

東京精神科病院協会、東精協と約しますが、65の精神科病院が集まった協会です。

我々精神科では、アルコール依存症について、東京都で9つの専門病院を持っていて、プラス成増で10個、今あるんですけれども、それ以外にも薬物依存関係の患者さんを受け入れるようなこともございます。

ただ、このギャンブルについては、あまり医療に今までつながったことがないと言いますか、あまり我々、経験していないので、さっき岩波委員長もおっしゃいましたが、これから我々も勉強して、都内の体制を、我々病院のほうでできることをしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、平川博之先生、お願いいたします。

○平川（博）委員 平川淳一先生の兄の平川です。私は、東京都医師会副会長をやっております。私が10年前に役員に入るまで東京都医師会の役員に精神科医はいませんでした。

そういうわけで、本当に積み残されたことがたくさんございまして、それを今一つ一つやっているところです。

東京都医師会の中に精神保健医療福祉委員会というものを立ち上げ、そちらのほうには、東京都の石黒部長も八木課長も、委員として参画しておられております。いわゆる精神科への偏見解消を含めて、また一般科の診療科の先生方の垣根を越えて連携作りを目指しています。

個人的なこととしましては、八王子のほうで精神科の病院と、クリニックの二足のわらじを履いています。クリニックを開業して、もう32年たちます。依存症に関しましては、ギャンブルについては素人同然なんですけれども、アルコール依存症病棟開設のため、30年ちょっと前に、久里浜のほうでアルコール依存症の研修合宿を受けた経験がございます。

診療所では、ポツポツとギャンブル依存症者や、ギャンブル依存に付随した様々な家庭崩壊の問題とか、時に事件・事故とかを経験しています。

いずれにせよこれから先、非常に重要な問題になってくると思いますので、勉強するつもり

でこの委員会に参加しています。どうぞよろしく申し上げます。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、支援団体・事業者等の委員の先生方、まず、粕谷委員、お願いいたします。

○粕谷委員 特別区競馬組合の総務課長の粕谷でございます。よろしくをお願いいたします。

特別区競馬組合ですが、こちら大井競馬場の主催者、運営者でございます。23特別区で主催している団体でございます。

現状、競馬場は、インターネット投票の売上げが非常にいいというところで、成績自体は非常に好調ですけれども、現在やはりコロナの関係で、お客様を、普段ならば未成年者以外は入場できるのですが、現在は入場制限をさせていただいているところでございます。通常大きいレースですと何万人も来るときもありますが、現在は1,000人ぐらいに絞って、入場をさせていただいております。

今回のギャンブル等依存症、競馬組合としても、重要な問題として考えておまして、競馬組合だけではなくて監督官庁、農水省ですね、こちらの指示の下、ほかの公営競技さん、それからJRAさん、ほかの地方競馬とも連携しまして、公営競技全体で、様々な対策に取り組んでいるところでございます。

今日は、よろしくをお願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、川井委員、お願いいたします。

○川井委員 東京都社会福祉協議会の川井と申します。

私ども、東京都社会福祉協議会では、社会福祉法の81条に基づきまして、福祉サービス利用援助事業というものを実施しております。

それは、その名前のおり福祉サービスを、御自分のお力では適切に契約をして利用できない方を支援をして、適切に福祉サービスにつなげるという事業でございます。

都内では、主に区市町村の社会福祉協議会に委託をして実施をし、認知症の高齢者の方ですとか精神障害の方、知的障害の方、発達障害の方など大体4,000人ぐらいの、今契約で、支援を日々展開しているところでございます。

福祉サービスを適切に利用していただくためには、判断能力をサポートということだけでなく、日常的に金銭管理を適切に行って、円滑な生活を営めないとなかなか福祉サービスの利用も適切に行えないということがございますので、その金銭管理のサポートも併せて実施をしております。



そういう中で、少なからぬ利用者の方が、アルコールやギャンブル依存という状況にもあるという方もかなりいらっしゃいますので、その結果、家計も破綻をしていたりだとか、生活も非常に乱れて、福祉サービスの利用もままならないというような状況がかなりございます。

そういう方に対する支援ということを、日々専門員が苦慮しておりまして、精神科の先生などにも御助言をいただいたりもしておりますが、さらにこの問題を解決するためには、広い専門職、専門機関の連携・御支援が必要だというふうに日頃から感じておりますので、こうした機会をいただきましてとてもありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、小島委員、お願いいたします。

○小島委員 私、ギャンブル等の「等」のほうになるかと思えますけれども、都内パチンコホール、現在750店舗、かつては1,800店舗ぐらいあったんですけども、そのホール全てが加入しております東京都遊技業協同組合、通称「都遊協」と言っております、そこで副理事長を務めております小島豊でございます。よろしくお願いいたします。

今回のテーマの依存問題、先の国会で基本法が成立する以前、2002年から都遊協ではこの依存、当時は「のめり込み」と言っていましたけれども、この問題について、当時の早稲田大学の加藤諦三先生の講座を契機として、大変業界としての関心が高まりました。

2006年には「のめり込み」お客様・御家族からの電話相談窓口である「現認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）」を設立しています。我々はいったいギャンブル等の中でも、対人でお客様と接する、そういった特徴を持っておりますので、そういったところを生かしたセーフティネットですね、お客様からのそういった遊技の仕方あるいはのめり込み、そういったような傾向が見える方の御相談を受けるような窓口を、もう10何年ほど持って、それが今回の基本法の成立以降、そういったソフト面あるいはハード面、より強化して、対応を努めているところでございます。

また、そういったような長い歴史というか、長いその蓄積の知見を生かして、また今日こういった委員会の中で、様々なアドバイスをいただきながら、なお一層、この対策を磨き上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 日本司法支援センター、通称「法テラス」と言われてますけれども、法テラスの東京地方事務所で副所長をしております小林と申します。本業は弁護士をしています。

法テラスでは、いろいろな業務をやっているわけですが、民事の扶助とか、刑事だと国選弁護というのをやっていますけれども、大きな柱の1つとして情報提供というのをやっています。

情報提供というのは、一般の利用者さんからお問合せがあったときに、その制度の説明とか相談窓口の御案内とか、こういうことをやっているんですけれども、このギャンブル依存に関しては、今のところ、それに関するお問合せがあった場合に適切に対応できるように、職員にはギャンブル依存の留意点というようなことを周知して、適切な対応を図っているという状況でございます。

本業の弁護士業務でも、依存に関わるような事件もあつたりしますので、この場を勉強の機会とさせていただきたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、清水委員、お願いいたします。

○清水委員 よろしく願いいたします。

私は、府中市の事業部業務課長を務めさせていただいております清水と申します。

府中市というところで、ちょっとよく分からないというところもあると思うのですが、大田区にございますポートレース平和島、あそこの施行権を持っている自治体が府中市でありまして、ポートレース場を運営している状況ですが、私自身も市役所の職員ということになります。

その中で、今ポートレース場が置かれている状況といたしましては、やはりコロナウイルスの関係などもありまして、入場制限をかけて、なるべく密にならないようにというような動きをして、いろいろな対策をしているところで、すごく混乱を、今はしている状況です。

当然、同じくギャンブル依存症についても、どうしても私たちの商売と言ったらいけないんですけれども、そういうものは、お客様に買ってもらって売上げを上げるというものにはなってしまうんですが、やはりゆとりのある範囲の中で買っていただくというのが、私たちの求めるところであります。29年以降、国土交通省、私たちの上部団体になるのですが、国土交通省とポートレース業界が、密接にギャンブル依存症については一体となって、対策・対応を努めてまいりまして、各場に相談窓口、ギャンブル依存症の相談窓口を設置して、そのほか、ポスターの掲示、リーフレットの配布など、いろいろ努めてきたところですが、まだまだ足りない点があると思いますので、ここの委員会で勉強させていただければと思ひまして、参加させていただいた次第でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、諏訪委員、お願いいたします。

○諏訪委員 東京司法書士会の企画部の理事をしております諏訪と申します。よろしく申し上げます。

東京司法書士会のほうでは、様々な事業を行うに際していろいろな委員会があるんですけれども、その中の一つに、自死問題の対策の委員会がございます。私のほうで、そちらの担当をしております。

ギャンブル依存の方、全員が全員ではないと思いますが、やはりお金を借りてという方がかなりいらっしゃるのかなということで、借金の問題というのは自死の中でも上位の原因になっておりますので、そのあたりは関連性があるのかなと考えております。

また、私、一司法書士としても、これまでに実際に借金を、多額の借金を抱えて返せなくなった、その借りた原因がギャンブルであるという方も何人も、その債務整理を行ってきたという経験もございますので、そのあたりを生かしながら、皆様と一緒に勉強させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、田所委員、お願いいたします。

○田所委員 こんばんは。NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会の田所と申します。

長男のギャンブル、パチスロの280万円の借金が発覚した16年前から、この問題に取り組んでいます。個人の家庭内の問題と考えていましたが、社会全体の大きな問題だと気づきました。16年前に、伊波先生の御本も読ませていただきました。

当会は、家族同士が支え合う居場所としての機能はもちろんのこと、医療・行政・弁護士・司法書士・警察など連携機関につなぐ役割を果たしています。

また、借金・離婚・別居等、ギャンブル依存にまつわる家庭内の問題においても話し合い、経験値を生かして支援しています。

例えば、暴力的なギャンブラーから逃げ出すために、お互いの家に緊急避難的に宿泊させたり、アパート経営などを行っている仲間が、部屋を提供したりしています。

闇金などの撃退法や、ギャンブラーの夫が生活費を入れなくなった場合の調停の起こし方なども伝授しています。

家族会メンバーは、ほとんどがギャンブル依存症家族の自助グループ、ギャマノンにもつながっています。自助グループと家族会では、まず家族が知識の裏打ちを得て回復した後に、当

事者を自助グループや医療回復施設などへつないでおります。

通常業務といたしましては、電話相談を受けていますけれども、今日たまたま受けた電話ですけれども、今から昭和大学烏山病院の診療を受けるという、ギャンブラーのお母様からお電話があったんですけれども、数年前6,000万円の会社のお金を横領したということで、今回、また借金をしまして、自殺未遂、その後薬を飲み、病院に入院したんですけれども失踪して警察に保護されて、また失踪したという電話がありましたので、すぐ隣におります「ギャンブル依存症問題を考える会」のほうに連携して、少し電話対応などにつなげることができました。

というわけで、今日はこういう機会をいただいて、本当にありがとうございます。

電話相談のほかに、各地でセミナーを行っていますけれども、コロナ禍の現在は、オンライン家族相談会も開催しています。

ギャンブル依存症の全国組織は、当会と、「ギャンブル依存症問題を考える会」の2つですけれども、これまで東京都では、行政との連携はほとんどできていません。そのため、様々な困難事例で壁にぶつかっております。

私どもの経験と事例を生かし、この会議をきっかけによりよい連携が生まれることを願っています。どうぞよろしく願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 皆様こんばんは。ギャンブル依存症問題を考える会の田中紀子でございます。

私自身は、30代から44歳まで、ギャンブルと買い物依存症で、人生を本当に、何と云うんですか、もうそれに翻弄されておりました。若い頃は、それこそ大井競馬場で競馬の馬券を売るバイトをしたり、30代で一番はまったギャンブルは競艇で、平和島は私のホームでした。

ということで、この会議の中でギャンブル依存症の唯一の当事者かなというふうに思っております。

私どもは、2014年にギャンブル依存症問題を考える会を立ち上げました。それまでは、GA、ギャマノンといった自助グループしかなかったものですから、自助グループでは、こういった公の場で発言をしたり、外部に意見を持つことができません。そのため、私たちは、自分たちの意見を発信することをしてきませんでした。

けれども、カジノ法案を機に、このままではいけないということで、私たち顔出し・実名で、活動することを決意し、今に至っております。

多分、ギャンブル産業側の皆様からは、「あの女」ということで、今本当に嫌われているか

と思いますけれども、私たちは決してギャンブル産業自体を否定しているわけではなく、よき連携が図れるようにと願っております。

先ほど、田所さんのほうから報告がありましたけれども、今日も困難事例がありました。このように自殺未遂を繰り返し、警察で保護してもらおうような人を緊急的に入院させて欲しいと思っても、医療とも連携がなくなかなかうまくいきません。

東京中の精神科の医療が、ベッドが全部満床になるという怪奇現象が起こって、入院させてもらえるところが少ないんです。

そして、何年か前には、本当にそうやってもたもたしている間に、本人が実際、亡くなってしまうというような案件に出会いました。

相談窓口はどんどん増えているんですね。いろんなところで「相談窓口やっています」ということは言われるんですけれども、実際こういう困難事例に走り回っているのは、私たちのようなボランティア団体しかなくて、大変困っております。

また民間団体に対して、東京都は今まで助成金とかもまだ全くいただけてないような状況で、それはもう全国的から見ても、かなり後れを取っておられるのではないかなと思います、ぜひお願いしたいなというふうに思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、中村委員、よろしく願いいたします。

○中村委員 立川市公営競技事業部事業課長、中村です。よろしく願いいたします。

立川競輪場、立川競輪を主催している者でございます。

東京都には、競輪場が、立川競輪場と京王閣競輪場、2つ競輪場がございます。そもそも競輪、公営競技におきましては、戦後復興を目的に、本来賭博である行為を公益の増進、一般財政への寄与というような目的を掲げて、違法性を阻却している事業でございます。

昨今のこのギャンブル等依存症問題につきましては、やはりそういった違法性を阻却した事業であって、そういったギャンブル等依存症対策に社会的な要請が強まっているというようなことは認識しているところでございます。

競輪場におけるギャンブル依存症対策につきましても、国が進める依存症対策に沿いまして、他の公営競技とも同様の依存症、カウンセリングセンターへの早期相談窓口へつなげるような周知・啓発を図っているところではございますけれども、やはり必要な方に、その相談窓口の連絡先だったりとか、そういったところが届いてないのではないかなというような指摘も、住民

のほうからも聞くところではございますので、今回のこの東京都の委員会の、策定委員会の中でいただいた意見、また施策等を実行していければなど考えております。

ぜひ、どうぞよろしく願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、行政関係の委員の方々、まず木村委員、お願いいたします。

○木村委員 私は、東京都の島しょ保健所、島の保健所の所長の木村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

東京都では、住民が住んでらっしゃる島としては11ありまして9町村ございます。その9町村の中で、大体の島は、医療機関は1つ、2つ、大体1つしかございませんので、総合医療という形でやっておりますので、日常的にこの精神科医あるいは精神科病院や医院がございません。定期的にそれぞれの島に来てはいただいているんですけども、そういう中で、特にこのギャンブル依存症の方や、他の精神疾患の方についても、なかなか日常的なところでフォローも難しいところがございます。

また、島の中での狭い人間関係の中で、やっぱりなかなかこの難しいこともございまして、この委員会の中で、またいろいろと教えていただき、それを島しょ地域に役立てていければと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

○岩波委員長 ありがとうございます。

続きまして、小山委員、お願いいたします。

○小山委員 皆様、こんばんは。東京保護観察所からまいりました小山と申します。

保護観察所と申しますと、なかなか馴染みのない名前だと思います。法務省の機関なんですけれども、刑務所・少年院の仲間ということになるんですが、刑務所や少年院は、比較的皆様方、イメージいただけると思うんですけども、保護観察所と申しますのは、そういった施設の中で強制的に生活をして、そこで、処遇を行ったりですとか教育を行うということではなく、社会の中で生活をしながら学校に通いながら、あるいは仕事をしながら、一度は犯罪や非行をした人が、立ち直っていけるように必要な指導を行ったりですとか、支援を行っていく、そういった機関でございます。

私も保護観察官でございまして、日常的に一度は犯罪や非行などに陥ってしまった人たちと直接会いながら、その人、その人が抱えている問題性ですとか、どのようなところが課題なのかといったことを一緒に考えながら、話し合いながら支えていくという活動をしておりますが、

その中でも、今回のギャンブル等依存の対策の中でも、社会復帰支援の中で、就労支援ということがうたわれております。

私、保護観察所の中でも、特に就労支援の部分を担当させていただいております、東京都内にも、多くのこういった一度は犯罪とか非行をしてしまって、保護観察を受けることになった人であっても、事情を理解した上で、積極的に雇用していこう、そういった志をお持ちくださっている事業者さんも大勢いらっしゃるものですから、そうした事業者さんの皆様方と一体となって、一人でも多くの保護観察を受けることになった人たちが、自分自身が生きがいを持ち、やりがいを持ち働いていける、そんな職場に巡り合えるように支えていながら、就職した暁には、それを続けていって職場定着をしていけるように支えていく、そういった活動をいたしておりますので、今回のこの会合を通じまして、就労支援の在り方についても考えさせていただきながら、ギャンブル等依存に苦しんでいらっしゃる方々の中にも、今保護観察を受けていらっしゃる方もいると思われまます。そうした方々が一日でも早く立ち直っていけるように支えていきたいというふうに思っておりますので、皆様方の御指導のほど、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○岩波委員長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 板橋区保健所長の鈴木眞美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

特別区保健所所管部長会から参加させていただいております。

保健所は、現在新型コロナで土日もなく、夜もまだみんな仕事をしているような状況で、本当に追われているところです。それで、精神保健ですとか、依存症は、今ほとんど対応できていないような状況です。

板橋区は、精神科病床が多い区です。それで、依存症の相談なんですけど、今年は御相談に対応できないこともありまして、非常に相談は少なくなっています。

中でもギャンブル依存は、ほとんど御相談いただいたことはありません。今回、参加させていただく機会をいただきましたので、勉強させていただいて、私どもが関わるところを考えたいかればと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○岩波委員長 どうもありがとうございました。

自己紹介が済みましたので、それでは、議事のほうを進めさせていただきます。

それでは、議題1から、「東京都におけるギャンブル等依存症の現状等について」、まず、

これについては、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、資料2、ページは2ページからとなりますが、まずは、ギャンブル等依存症並びに国などの動向について御説明をさせていただきます。

3ページの上段を御覧ください。まずは、依存症の概要について、簡単に触れさせていただきます。

まず、依存症の定義についてでございますが、「特定の何かに心を奪われ、『やめたくても、やめられない』状態になること」を指します。

人が依存する対象は様々なものがございます。その代表的なものとして、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症がございます。特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態を、いわゆる依存症といいます。

次に、依存症の種類についてでございます。依存症は、大きく分けまして、アルコールや薬物といった精神に依存する物質を原因とする「物質への依存」と、特定の行為や過程に必要以上に熱中しのめり込んでしまう「プロセスへの依存」の2種類がございます。

ギャンブル等依存症につきましては、この「プロセスの依存」のほうに分類されます。

では、このページの下段を御覧ください。

依存症の問題点についてでございます。

依存症の問題点でございますが、やはり依存対象のことを大事にし過ぎるということで、自分や家族の生活に不都合が生じることが挙げられます。下にいくつか例示をしているところでございますが、まず、睡眠や食事がおろそかになることで本人の健康への影響、あとは、家族との関係を悪化させる、こういったことが挙げられるところでございます。

次に、4ページを御覧ください。ギャンブル等依存症についてでございます。

まず、こちらの定義についてでございますが、国の基本法では、「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等、法律で定めるところにより行われる公営競技、またパチンコ屋に係る遊技その他の射幸行為を指すところでございますが、これらにのめり込むことによりまして、日常生活または社会生活に支障が生じている状態を指します。

ギャンブル等依存症の主な症状といたしましては、ギャンブルにのめり込み、掛金が増えていくですとか、負けたお金をギャンブルで取り返そうとする、ギャンブルのことで借金をしたりすること、こういったことが挙げられます。

ギャンブルをする人は、誰でもギャンブル等依存症になる可能性というものがございます。また、このなかなかやめられない原因の1つとして、脳内の機能異常が原因とも言われている



ところでございます。

ギャンブル等依存症の方々、負けが続いても、例えば最終的には勝てるのではないかとか、そういった考え方が偏っているケースもございますが、このような考え方の偏りを見直したりですとか日常生活を変えたりすることで、ギャンブルをしたい気持ちを低減させるなど、効果的な対処法を身につける認知行動療法が有効とされております。

また、自助グループのミーティングに参加することも回復の助けになるところでございます。

では、続いて5ページを御覧ください。次に、国の基本法などについて簡単に触れさせていただきます。

まずは、平成30年10月に施行されましたギャンブル等依存症対策基本法についてでございます。まず1番の目的にございますとおり、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としているところでございます。

3番のところに、基本理念というものが2点ほど掲げられてございますが、まず1点目は、ギャンブル等依存症の防止・回復のための対策を適切に講ずるという点、または本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援をしていくこと。

そして、2点目は、多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪などの問題に関する施策との有機的な連携が図られることを掲げているところでございます。

また、この同じページ、下段、8番のところでございますが、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定の努力義務が定められているところでございます。

続いて、6ページを御覧ください。先ほどの基本法に基づきます国の基本計画でございます。

ページ上段の中ほどを御覧ください。こちら計画期間は3年となっております、PDCAサイクルによる見直しの取組等が基本的事項として掲げられているところでございます。

ページ下段は、第二章の具体的な施策が掲げられてございます。例えば、公営競技などを行います関係事業者様の取組、また、7ページを御覧いただきますと、支援関係者の取組、また、予防教育・普及啓発の取組、または関係機関の連携協力体制の構築等が掲げられている基本計画でございます。

続いて8ページを御覧ください。こちら、令和2年4月時点の情報ではございますが、各都道府県の計画策定に向けた動向でございます。

この時点の情報ではございますが、既に7道府県が計画を策定しておりまして、その他の自治体につきましても、計画策定に向けた検討を進めていることが伺えます。

では、続いて9ページを御覧ください。資料3でございます。

ここでは、東京都におけるギャンブル等依存症に関する現状といたしまして、関連する国のデータを基に状況を御紹介させていただきます。

まず、9ページの下段、また続きまして10ページの上段でございますが、こちらは依存症の外来患者数の推移を表しているところでございます。全国と東京都を比較する形でお示しているところでございますが、いずれもアルコールが圧倒的に件数としては一番多いんですけども、ギャンブル等依存症も一定数ございまして、また年々やや増加している傾向にあることも伺えます。

続いて、依存症に関する相談状況について御説明させていただきますが、まず10ページ下段で、精神保健に関する各相談機関の役割を、簡単にではございますが、御紹介させていただきます。

行政に関する相談先といたしましては、主に3つ、こちらでは「精神保健福祉センター」、「保健所」、「市町村」とさせていただいております。

大きな役割分担といたしましては、身近な地域での相談は保健所や市町村の窓口となります。また、そのうち複雑困難なものにつきましては、精神保健福祉センターで対応するところとされてございます。

では、続いて、11ページを御覧ください。

まずは、精神保健福祉センターにおける相談状況でございます。上段が、個別の相談などの実績状況、下段が電話相談に関する実績の状況でございます。

こちら、上段・下段、いずれにつきましても、ギャンブル等依存症の相談状況の実績は少しずつ増えている傾向にあることが伺えます。

続いて、12ページを御覧ください。こちらからは、保健所と市区町村で受けた相談状況の実績でございます。

まず、12ページ上段、こちらは実際に保健所や市町村の窓口で受けた相談の実績状況、また下段が、電話とメールによる相談、また、13ページ上段は、訪問指導の状況となっております。

これら、年度により増減というものはあるんですけども、やはり一定数、毎年必ずギャンブル等依存症に関する相談も、窓口に来ている状況でございます。

続いて13ページ下段からでございますが、公営競技などの状況についてでございます。

まず、ここでは都内の公営競技の立地状況でございますが、まず競馬から見てまいりますと、

J R Aも含めますと都内で2か所、競輪につきましても2か所、モーターボート競走は3か所となっているところでございます。

次に、14ページ下段からでございますが、各競技の車馬券等の売上げ、または入場料の推移といったものを、国のデータから抽出させていただきました。

まず、競馬と競輪の状況についてでございますが、いずれも、こちら入場料はやや減少傾向にあることが伺えるんですけれども、例えば競馬ですと馬券の売上げ、こういったものは増加の傾向にあることが伺えます。

続いて15ページ上段を御覧いただきますと、こちらモーターボートでございます。

2014年時点と比較いたしますと入場料は減っている傾向にございますけれども、こちら舟券の売上げにつきましては、増傾向にあるところでございます。

また、統計関係の最後、15ページ下段はパチンコの状況といたしまして、店舗数、また遊技機の台数のデータを並べさせていただきました。

こちらを見ますと、全国・東京都、微減ではございますが、やや減少傾向にあることが、分かります。

では、続いて資料16ページ、資料4を御覧ください。

ここでは、東京都の依存症相談拠点の取組について、御紹介をさせていただきます。

まず、16ページ下段にございますとおり、東京都では、3か所にある精神保健福祉センターを東京都の依存症相談拠点としてございます。取組といたしましては、ここに掲げてございますとおり、相談支援・普及啓発、関係機関による連携会議等を行っているところでございます。

17ページ目以降に、今申し上げました取組の具体的な内容を記載してございます。

まず、上段でございますが、相談や回復支援の取組といたしまして、本人や家族の方を対象とした精神保健福祉相談、次に家族の方が依存症について正しい知識を学びまして、依存症者本人が適切な対応を獲得することなどを目的とした家族教室。あとは、認知行動療法に基づく回復支援プログラムを実施しているところでございます。

続いて下段でございますが、こちら普及啓発の主な取組を紹介させていただきます。

まず、1点目でございますが、依存症に関するリーフレット、アルコール・薬物も作っているところでございますが、こちらではギャンブル依存症のリーフレットを御紹介させていただいております。

こちら、保健所・区市町村などの関係機関へ配布のほか、ホームページでも掲載しております。

すので、広く情報を発信させていただいているところでございます。

また、隣にフォーラムのチラシがございますが、こちらは昨年度秋口に実施した依存症対策フォーラムでございます。都民の方を対象として、幅広く依存症のことについて知ってもらう場を設けているところでございます。

次に、18ページを御覧ください。ここでは、地域の関係機関との連携の取組を御紹介しているところでございます。

1つ目は、支援に携わる地域の関係機関の皆様を集めた連携会議の開催でございます。こちら、昨年度から新しく始まった取組でございまして、今年度からは都内3か所の精神保健福祉センターで、それぞれ1回ずつ開催していくことを予定しているところでございます。

その他、関係機関からの相談に対する技術援助ですとか、一番下段には、人材育成として、毎年依存症をテーマに研修会も行っているところでございます。

簡単にではございますが、説明は以上でございます。

○岩波委員長 ありがとうございます。

ギャンブル等依存症の現状について、あるいは対策につきまして、お話をいただきました。

今の事務局からの説明につきまして、何か御質問あるいは御意見等、ございましたらお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

井上先生、先生のところで大分、御相談とか啓発活動とかされていると思うんですけども、現状の手応えとか、あるいはこういうところはもうちょっとみたいところがございましたら、教えていただけるでしょうか。

○井上委員 御紹介ありましたように、我がセンター、他の2センターでも同様であります。まず相談につながる際には、電話から始まるというのが一般的でございまして、電話相談でつながるといようなプロセスを経て、薬物も含めてアルコールもギャンブル等においても同じかと思うんですが、御本人から御連絡があるということは、まずめったにないという状況がございます。

御家族から、非常にこういう事情があって困ったという相談を受け、大体電話相談だけだと対応し切れない複雑な背景をお持ちの方が多うございますので、大抵の場合においては、実際、来ていただいて、うちの職員のほうで具体的な背景・事情を聞き取ります。その内容等によっては、まず御家族のほうで家族教室のほうに参加していただいて、依存症の何たるかを学んでいただき、あるいは御本人との間の距離の持ち方についても、ちょっと意図的に調整していただくような方向性での御助言等を申し上げるうち、少しずつ御本人が問題を意識するという中

で、タイミングよく専門治療に結びつけていくというようなプロセスがうまく回っていくと、治療ベースに乗かっていくというところになるのかなというふうには思っているところでございます。

ただ、いろんな医療機関だとか、いろんな全国のセンター、例えば島根だと「SAT-G」というギャンブルに特化した認知行動療法プログラムを持っているところもございますが、私どものセンターにおいては、アメリカの認知行動療法であるところのマトリックスを多摩版（当センター仕様）に焼き直した「TAMARPP」というような認知行動療法プログラムにおきまして、混在した、混在というのはアルコールの方も薬物の方もギャンブルの方も乗っかっていただくという形で参加してもらおう場合と、一昨年ぐらいから、試行的に物質依存の方、要するにアルコールとか薬物の方と、非物質系の依存の方と分けてやる場合というのを複線的にやり始めているところでございまして、その効果・検証に関しては今後まとめていくような形で進めているというような状況がございまして。

それなので、そのエビデンスについて、ちょっと明快なところは残念ながら申し上げることはできないのですが、試行的に分けてやるような体裁も取り組み始めたというような状況があるということ、御報告申し上げたいと思っております。

そんなところでよろしいでしょうか。

○岩波委員長 どうもありがとうございます。

ほかに何か。

どうぞお願いします。

○田中委員 ありがとうございます。ギャンブル等依存症対策基本法、これの制定に、私たち大変尽力してまいりましたけれども、こちらの基本理念にあるとおり、私たちギャンブル依存症の当事者や家族が、やっぱり社会生活を円滑に送れるということが主眼だと思うんですね。

それで、またそれに対して重篤な問題が起きないように、有機的な連携を図ることが、この基本法の大きな要だというふうに思っております。

でありながら、私たち依存症者の当事者家族が、やはり一番こう回復して輝いていき、さらに再発を防いでい続けるためには、自助グループ、GAやギャマノンというのは、とても大きな役割を果たしています。

その紹介が、この資料の中に全くないということは、誰のための基本法なのかということが、大変疑問でございまして。

たくさん都道府県で今、関係者会議がつくられていますけれども、このGA、ギャマノン

というのは非常に大きな要に置くべきだということが、今、久里浜の研修なんかでも言われているところでありますので、ぜひその自助グループの重要性ということをもっと要に持ってきていただきたいというふうに思っております。

さらに、東京都は、行政から自助グループにつながってくるという例が、大変少ないです。ほとんどそういう仲間たちを聞いたことがないというのが、東京都の現実なので、連携ということも十分ではないというふうに思っております。その連携についてですが、今ここの単体の機関でこんなことやっています、こんなことやっていますというのはすごく増えていて、先生、おっしゃっていただいたように、SAT-Gとか何ちゃらかんちゃらとか、たくさんのプログラムというのが開発されているんですけども、その入り口部分のやりやすいところといえますか、そこにつながってくる援助希求能力があり、一応「治りたい」とか「回復しよう」という行動変容が起こせる人たちが、皆、行政や医療に集まっていて、そうではない、今にも死にそうな人とか、家庭内暴力で非常に重篤な問題を抱えている人たちというのは、私たち民間団体が何の支援もないまま、そこに行ったり家族を避難させたりと、危険を顧みずに、仲間たちの友情だけでやっているような状況が多く見られています。

ほとんど保健所も介入していただけないですし、精神保健センターがそのお家に介入していただくということも行われていない状況なので、そういった重篤な案件をどうするのか、東京都はどうするのか。また、今、都立の松沢病院なんかでも、緊急的に入院させてほしいと言われても断られるような状況で、私たち大変途方に暮れております。

そういった件に対して、こう資料を作るときに、私たちの困難な今置かれている状況などもお話ししたと思うんですけども、そういったことが全く紹介されず、自助グループも紹介されないということは一体どういうことなのかなというふうに思っております。

○岩波委員長 ありがとうございます。

もし、事務局のほうで答えられる点がありましたら、お願いできるでしょうか。

○八木幹事 田中委員、御発言、ありがとうございます。

今回、第1回目の会議ということで、概要をお示しさせていただきたいということで、このような資料にさせていただいています。

この後の議題でもございますけれども、この会議、数回続けていく中で、次回以降で、各団体様、御出席委員の皆様からの取組の状況をお伝えいただくような機会を設けたいと思っております。

そういった中で、そういったことで考えていたところなんですけれども、確かに御指摘があ

ったとおり、自助グループを要に持ってくるというのも一つの考え方であるかと思しますので、そういったことの資料がなかったことは次回以降、また資料のほうも充実をさせていただきたいと考えております。御発言、ありがとうございました。

○岩波委員長 例えば自助グループについて、都のほうではある程度把握はしていただけている状況なんでしょうか。

○八木幹事 正直まだ自助グループの活動に深くお話を聞かせていただくというところまではいっていないところなんですけれども、データのなところで、ギャンブルですとギャマノンを含め、それぞれの活動グループ、50数個あるというようなところは把握しているところなんですけれども、実態の把握については、この委員会の機会または委員の皆様から、またお話を聞かせていただいて把握を続けていきたいと考えております。

○岩波委員長 次回までかどうか分かりませんが、ぜひ自助グループの状況みたいなのを資料として提出いただけると非常によろしいかなと思います。

○八木幹事 ありがとうございます。その際に、田中委員、また御協力のほう、よろしく願いします。

○田中委員 はい。なぜ、でもギャンブル産業の取組と精神保健センターの取組だけが資料になっていて、私たちの取組は、全く触れられていないのか。その辺は、大変疑問です。

○岩波委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御発言ある委員の方。では、お願いいたします。

○田所委員 自助グループの紹介がありましたけれども、今日も1枚だけしか持ってきてないんですけれども、こういうパンフレットもありますので、ぜひ自助グループといたら、ギャマノンとGAだけでなく、全国ギャンブル依存症家族の会も一緒に載せていただきたいと思います。家族会のメンバーはほぼギャマノンにも通っていますが、自助グループには「12ステッププログラム」というプログラムがあってこのプログラムにより当事者も、家族も回復します。依存症は完治はしないけれども回復はあると言われていて、回復のために自助グループは不可欠です。

SAT-Gのようなプログラムをやっている病院に通える方もいらっしゃると思いますが、行政や病院は平日昼間しかやっていません。もっと自助グループの広報に力を入れて欲しいと思います。自助グループはお金もかからず、手厚いサポートがあります。

また、家族会では個別相談も受けますが、今日みたいな自殺を凶られて薬を飲んでという案件は我々の手にはおえません。

医療、行政にはこういった案件に積極的に関わっていただきたいです。

○岩波委員長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、議事のほう、進めさせていただきます。

続きまして、議題2に入りたいと思います。

「計画策定の方向性（案）及び今後のスケジュール（案）について」です。

これにつきまして、事務局のほうから御説明、お願いいたします。

○事務局 それでは、資料の19ページ、資料5、まずは計画策定の方向性（案）を御覧ください。

こちら、まず大きな方向性を本日はお示しさせていただきたいと考えております。国の基本計画なども参考に、現時点の方向性のイメージでございます。

まず、基本の理念といたしましては、やはりギャンブル等依存症に対する適切な措置、社会生活などへの支援ですとか、多重債務を初めといたしました関連問題に関する施策との有機的な連携としているところでございます。

主な構成といたしましても、関係事業者様のお取組のほか、医療機関・行政機関・民間団体様のお取組、連携体制の構築、またこれらの取組をP D C Aサイクルの中で見直しを図ってまいるというのを大きな概要として掲げたいと考えてございます。

あくまで現時点の大枠の方向性でございますので、具体的な内容につきましては、引き続き、本委員会の中で、検討を重ねながら進めてまいりたいと存じます。

続いて、20ページを御覧ください。資料6、今後のスケジュール（案）でございます。

新型コロナウイルスの影響もございまして、第1回を本日ようやく開催したところでございます。

そのため、まず今年度の開催回数につきましては今日を含めて2回の開催、第3回目以降は、令和3年度に実施。計画策定までは、おおむね5回の開催を予定していきたいと考えてございます。

また、計画の策定期間につきましては、令和3年度中の策定を目指すスケジュールで進めてまいりたいと考えており、資料4に案をお示しさせていただいております。

第2回につきましては、年明け2月頃を目途に、開催してまいりたいと存じます。

また、第2回以降でございますが、御参加いただいております委員の皆様のお取組事例の御紹介、またそういったものを中心に意見交換なども行ってまいりたいと考えているところでござ



ざいます。

こちら、事例発表の準備などにつきましては、後日改めて個別に御相談をさせていただきたいと存じますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

説明は、以上でございます。

○岩波委員長 ありがとうございます。

今、事務局から御説明がありました計画策定の方向性あるいはスケジュールにつきまして、御質問あるいは御意見等ございましたら御発言いただきたいんですが、どなたかいかがでしょうか。次回の事例の取組の発表というのは、大体どういうところをお願いするかは、もう決まっているのでしょうか。

○事務局 御相談につきましては、これから個別にお声がけさせていただきたいと考えておりますけれども、当事者団体の皆様、公営事業関係の皆様、また行政関係、医療関係の皆様をお願いしたいと考えております。

今回御参加いただいている委員の皆様全員に、第2回で御発言いただくのは難しいと考えてございます。

ですので、第2回、第3回あたりに事務局のほうで御発言いただく場を、振り分けをさせていただきまして、御準備等の御相談をさせていただきたいと存じます。

○岩波委員長 そうなると、この委員の先生方の取組を中心に、2回ぐらいに分けて発表していただくというような形ということですね。

その中で当然、先ほど話がありました当事者団体等の方々の取組も、しっかりお話いただくという予定と考えてよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○岩波委員長 ということで、先生方にもいろいろ資料作成等、お願いすることになると思いますが、全体の流れとして、何か御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

○田中委員 いいですか。申し上げても。

○岩波委員長 どうぞ。

○田中委員 せっかくこのような機会があるわけですから、皆さん、取り組んでいることというのは資料にするとすごいことをやっているように見えるんですね。大したことはやってなくても。

それで、はっきり言って、取り組まれてない課題というのがすごくたくさんあると思うので、

取り組んでいること、今できていることを確認し合うということも大切かとは思いますが、今死にそうな人たちを、早急に助けられるものということで、課題についてもうちよつと話し合う時間を取るべきではないかなというふうに思うのと、それとやはりここは東京都ですから、全国を牽引する役割があると思うんですね。

今、先行した関係者会議に出ているものと比較しても、同じようなことをやっているなというふうに思っております、もうちよつと東京都が独自色を出すような取組という、そしてその全国を引っ張っていけるような取組についても、検討されるべきではないかなというふうに思います。

○岩波委員長 事務局のほうから、何か御意見ございますか。今の点について。

○八木幹事 田中委員、発言ありがとうございます。全国を牽引するというところで評価いただいていることは大変ありがたい一方で、今回のこの計画の策定につきましては、冒頭お話ししました基本法に基づくもので、各都道府県で策定する内容につきましては国のほうで留意事項を定めております。

そのため、各自治体では、その留意事項に沿った形での内容の検討になってきているかと思っております。

本日御参加いただいている委員、当事者、回復者の方、またそれを支援されている方、事業者の方、医療者の方、様々な方がいらっしゃって、やはりこの初めての計画策定に当たって、またその計画を実施するに当たって、期待されている部分もあれば、どういうふうになっていくんだろうと不安に思われている部分もあるかと思っております。

そういった中で、基本的には項目としては、国のほうの留意事項で都道府県が定める際に、こういったものは盛り込むことが望ましいとされているものについては触れつつ、その具体的な内容については、各委員の御意見も踏まえながら、計画のほうを策定していきたいと考えております。

あと田中委員のほうからお話があった、取り組んでいることだけではなくて、まだ足りない部分の課題についても話し合うべきだというようなお話、御発言につきましては、次回以降の議題の中で、各関係者の取組を、まず紹介させていただきながら、その取組についてうまくいっている点は横展開していきたいし、足りてない部分についてはどういったらそこが具体的に埋めていかれるか、そういったような視点でも話をしていきたいと考えておりますので、その部分については、田中委員のお話を聞いていて、我々行政のほうで考えていることと、それほど変わらないのかなということを思っております。後段は感想なんですけれども、そのように

考えております。

次回以降、そういった進め方をしていきたいと考えております。

○岩波委員長 田中委員、そういう形でよろしいでしょうか。

○田中委員 はい、結構です。

○岩波委員長 ありがとうございます。

ほかに進め方につきまして、御意見をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

それでは、全体を通して、何か御意見あるいは御質問等ありましたら、お話しただければと思うんですけども。どなたかいかがでしょうか。

例えば伊波先生、依存症に長く取り組まれているということで、今、田中委員のほうからもっと課題を考えるべきだというお話があったんですけども、先生の視点からは、そういう点で何かあったらお願いできるでしょうか。

○伊波委員 私の視点ですか。今日、医療関係者が4名ほど出席されて、残りいろいろ当事者の方も参加されているんですけども、実際はこれ、医療で扱う部分というのは非常に限られている問題だということが一つ言えると思います。

症状と言えるものが借金であったり、そのお家の経済状態とかそういったものを破綻に追い込むような問題が中心になっていますので、暮らしに関する相談ということが、むしろ適切なのかなというふうに、私は常々思っております。

健康上の問題という形での医療に関わる部分というのは、非常に限られているのかなというふうに、医療の立場で大変こんなことを言うのは申し訳ないんですけども。

ですから、できればどんなふうに、そのギャンブルによって生活が破綻していくのかとかいうことのモデルケースをこう皆さんに紹介することができて、それに対して、我々が集まって何を考えるべきかということを見ていかれたら、何か皆さんの、自分のできることというのをイメージしやすいのかなとは思うんですけども。

そういう意味では、私もいつか自分の活動を紹介する機会がありますなら、こんなことで困っておいでになっていて、こういう支援が必要になっているということを、皆さんに具体的に紹介しながら、皆さんのお知恵をお借りできればいいのかなとは思っております。

医療だけでやろうとすると、きっとあまりうまくいかないと思いますので、ちょっとその辺についても今後皆さんのお知恵をお借りしなければいけない部分がたくさん出てくるかなとは思っています。

この資料はこの資料で、とても私は今日、参考になりました。ありがとうございました。

○岩波委員長 先生にお伺いしてはちょっと申し訳ないんですけども、緊急の入院先がなかなか見つからないということが、今出ていたんですが。先生の、その診療所の立場から、その点について何か教えていただけますか。

○伊波委員 私のほうでは、カルテでも7,300ぐらい20年で来たんですけども、そのうち1,000人ぐらいがギャンブルの関連の問題の方でした。非常に偏ったクリニックなんですよね。

その中で、入院を必要とする人が、1,000人のうちほとんどいなかったというのもあるので、恐らく入院を必要とするというのは、かなり放置されて支援を受けられなかったケースに限って、そういう緊急の対応が必要になったのかなというふうに推察はするんですけども。

そういう場合にギャンブルの専門の設備が必要であるとか、専門のスタッフを配置する必要があるということではなくて、やっぱり都の緊急入院システムの中にギャンブルの問題とはいえ、入院が必要とする状態というのは、恐らく心神耗弱とか心神喪失に近い状態であるというふうに考えて、その病名にとらわれることなく、背景にあるのはギャンブルの問題かもしれないけれども、今、目の前にいるのは心神耗弱・心神喪失の方であるというふうに考えて、一般の方と同じように扱っていただければいいのかなとは思っています。

○岩波委員長 ありがとうございます。

全体的なところで御意見を、あともう多少お時間があるので伺えればと思いますけれども、事業者団体の方とか、あるいは行政関係の方から、あまり御発言がないのでどなたかごさいませんでしょうか。

進め方、あるいは今後の方向性でもよろしいんですけども。

それでは、保護観察所の小山委員、いかがでしょうか。時には重症な方も、入院が必要な方もいらっしゃると思うんですけども。

○小山委員 保護観察を受ける人たちの中には、確かに犯罪とか非行に陥ってしまう、その過程の中でギャンブル等にのめり込んでしまって生活に破綻を来してしまって、経済的にも行き詰まってしまい、あるいは家族関係についても孤立してしまったりですとか様々複合的な問題を抱える中で、最終的には犯罪・非行にいつてしまうという人も確かに存在すると思います。

そうした方々に関して、どのようにして再び同じようなことになってしまわないようにケアしていけるかというのは、なかなか難しいところがあるんです。

その中でも、今回のギャンブル等依存の対策の中でも、就労支援というものが一つの項目の中に掲げられているものですから、私もふだんから就労支援、関わらせていただいておりますけれども、やはり就労するという事は、単に経済的に自立をするということだけではなくて、

やはり仕事がある、毎日何か自分自身が必要とされている、自分自身が何かすることがある、そういった社会参加、自分が社会の中の一員なんだという、そういう実感を持つことによって、精神的にも落ち着くのではないかなというふうに思っています。

そういった、毎日経済的に自立することのみならず心の面でも健康に、毎日生き生きと生活していくという意味でも、就労支援の取組は大切だというように思っています。ギャンブル等依存に苦しまれて一度は保護観察を受けることになった人たちの中には生活が破綻する中で、就労もうまくいかなくなってしまうという方もおられますので、そうした方々が、一日も早く自分自身が生きがいを持って、やりがいを持って働ける職場に巡り合えるように、民間の方々にも応援して下さる方もいらっしゃるものですから、手を取り合いながら活動していきたいというふうに考えております。

ちょっとまとまらなくて申し訳ありません。

○岩波委員長 ありがとうございます。

今後の会で、ぜひその具体的な取組を教えていただけるといいと思います。

もう一人ぐらい。小林委員、いかがでしょうか。法律家の立場から、この問題につきまして、課題とか今後の問題点とか、御指摘いただけるでしょうか。

○小林委員 先ほど、その背景事情にギャンブルの依存の問題がある、そういうお話で、暮らしに関する相談というお話が出ましたけれども、多重債務という一つの表面化するような場面では、弁護士が多重債務の債務整理なり自己破産なりすることがあるわけですが、弁護士が関わるのは、その法律的な債務の処理はできるんですが、先ほど当事者の方がおっしゃられたように、それが処理できたとしても、その後の生活の立て直しが、筋道ができていないと、実際、その依頼者の方がきちっとした生活に戻るということができなくなる。

ただ弁護士の間でも、このギャンブル依存については、恐らく何か組織的に動いているようなところは、まだ少なく、個別の弁護士がいろんなつながりとか研さんとか、そういうところでやっているのが現状なのかもしれないなというところもあります。

そこは法テラスが関与するところではないんですけども、弁護士会とかが関わるようなところになるのかもしれないですけども、そういうところの法律的な処理の後の生活、これをどう筋道立てていくのかというところまで見据えたことができるといいんだろうなと思うところでは。

簡単ですけども。

○岩波委員長 ありがとうございます。

本日は、いろんな立場の先生、委員の方から、非常に貴重な意見をいただきましたと思います。今後、個別の取組あるいは課題等も発表していただきながら、計画策定に関する取りまとめを進めていければと思います。

一応、本日予定されている議事は以上になります。どうも長時間、ありがとうございました。ほかに御発言がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日は議事は以上としまして、進行を事務局に戻します。

どうもありがとうございました。

○八木幹事 岩波先生、委員の皆様、熱心な御議論をいただきましてありがとうございます。

本委員会の今後のスケジュールですけれども、先ほどのスケジュール案でも御説明しましたとおり、今年度は年明けの2月頃に、第2回目の委員会を開催する予定となっております。

別途、日程や取組の事例発表に関する調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

我々のほうも、田中委員から発言あったからではないんですけれども、まず当事者の取組をと考えておりましたので、ぜひ第2回目では、取組状況等について、発表いただければと思います。別途、調整をさせていただきます。

最後に、若干の事務連絡でございますが、本日、お車でお越しの委員におかれましては、駐車券をお渡しいたしますので、事務局までお申し付けください。

また、本日の資料につきましては、荷物になるようで、郵送を御希望される方がいらっしゃいましたら、机の上に置いていただければ、後日、事務局のほうから郵送させていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了させていただきます。

本日は、遅い時間の中、また新型コロナウイルス感染症が流行している中、都庁まで御足労いただきましてありがとうございます。引き続き、計画の検討に御意見をいただければと思います。

それでは、本日の会議は終了させていただきます。

ありがとうございました。

(午後8時24分 閉会)